

平成23年6月6日

司法試験委員会 御 中

愛知県弁護士会

会長 中村 正

同法科大学院特別委員会

委員長 蜂須賀 太



法科大学院卒業の司法修習生に対する事前研修
についての講評実感等について

愛知県弁護士会では、当会法科大学院委員会を中心に、法科大学院卒用の司法修習予定者（新司法試験合格者）に対し、別紙のような事前研修を行っています。本来は、法科大学院を卒業して新司法試験に合格した者についてはこのような研修がなくてもスムーズに修習に進むことができることが望ましいものと考えられますが、制度開始後間もない現在は過渡的な状況であることに鑑み、当会所属の弁護士による自発的な企画・協力によってこのような研修を行っているものです（当会の修習委員会が名古屋地方裁判所を配属庁とする司法修習生に対し修習開始後に行っている「冒頭修習」とは別に、他修習地で修習を行う者も含めて研修を行っています）。

参加者は、当地方の法科大学院を卒業した者にとどまらず他地方の法科大学院を卒業した者も含まれています。

今般、昨秋、事前研修で起案の講評等にあたって弁護士による実感等を取りまとめました。感想の中には、法科大学院の授業にフィードバックしてより良い授業としていただくために参考にしていただけるものもあると思います。

最も憂慮している事態は、民事・刑事の双方の担当者から共通して「全体として昨年よりレベルが落ちていると感じる」との指摘があることです。ここでいう「レベル」には、①民法・民事訴訟法等の法律の理解の「レベル」と②各種書面の起案書式等の形式的側面に関する習熟「レベル」の双方がありますが、前期修習がなくなった今日では、この①②双方の「レベル」の涵養が極めて重要です。

① 民法・民事訴訟法等の法律についての理解の「レベル」

実体法の理解が法曹養成における基礎となるものであって、その点も含めた修習予定者（法科大学院卒業者であり、司法試験合格者でもあります）の「レベル」が低下しているように感じられる点が最も危惧されます。

② 各種書面の起案書式等の形式的側面に関する習熟「レベル」

実務では起案書式等の形式的側面も非常に重要であり、これらの書式も単に書式集を与えれば簡単に習熟できるというものではありません。今回

の事前研修の担当者からは、添付書類の通数などこのような起案の形式面等の指摘もありますが、前期修習がなくなった現在、法科大学院の教育の中でこのような点についても配慮していただけない限りは、2か月に短縮された弁護修習の中でこのような形式面から指導することは到底困難であるというのが司法修習側（実際に各修習生を指導した指導弁護士）からのクレームにもなっています。これらの点については、自分で条文を調べる等して自ら調査し考える姿勢の不足に基づくものという評価もあり得ますが、いずれにしても法科大学院を卒業して司法試験に合格しただけでは、必ずしもスムーズに弁護修習に入っていけない現状にあることは憂慮すべき事態であると考えます。

この事前研修の内容は修習をスムーズに開始するために厳選し、2日間という短期間で開催したものですが、法科大学院の教育内容の更なる改善・充実のため、参考にしていただけますと大変幸甚です。

1. 平成22年に行った事前研修の内容について
別紙①のとおり。
2. 平成22年の参加者について
1日目96名、2日目95名
3. 講評実感について
別紙②のとおり

【別紙②】起案の講評・講義にあたった弁護士の実感

第1 刑事弁護関係について

1 行った起案等の内容

(1) 事案

事実関係に争いのない詐欺被告事件（無錢飲食）についての情状を中心とした弁論要旨起案。

(2) 出題の形式

事前に、ホームページを通じて、勾留状、起訴状、検察官の公判提出予定記録（被害届、被害者の供述調書、被告人の供述調書）、弁護人の接見メモ（途中まで）を入手可能な状態にしておく。

当日、問題文及び追加資料（その後の接見メモ、被害弁償関係の資料など）を配布して、起案をしてもらう。起案内容は、弁論要旨。

起案時間は1時間半。起案用紙に手書き。

六法及び参考文献は自由に参照可。

このほか、小問として被疑者弁護における弁護方針を出題し、講義の際に発表してもらい討議した（レポートの提出は求めない）。

2 講評・講義にあたって弁護士の実感

(1) 全体として、昨年よりレベルが落ちていると感じた。

(2) 昨年に比べて、質問が少なかった。積極性が感じられなかつた。

(3) 時間が足りない人がいた（途中答案であった）。

(4) 形式面・書式について

ア 事件番号、印等きちんと書けている人はほとんどいなかつた。

イ 書式についても、きちんと書けていない人がおり、事前に書式等について調べることをしていないように感じた（白表紙はまだ配布されていないが、自分で調べてほしかつた。）。

ウ 被告人と被疑者を間違える、罪名を間違えるなど、不注意な起案が散見された

(5) 内容面について

ア 公訴事実に言及されていない起案が数通あった（いきなり情状について述べはじめていた。）。

イ 事実を抽出して指摘はされているが、事実を羅列したに過ぎず、なぜその事実が有利な情状になるのかが書かれていない起案が目立つた。

たとえば、被害弁償がなされている本問において、「被害弁償がなされている」という事実のみが記載され、なぜ被害弁償が被告人にとって有利な情状になるのかを考えたあとがうかがわれないものがあ

った。

(6) 公判廷においてあらわれていない事実（接見メモにしか書かれていない事実）について書いている者があった。

第2 民事弁護関係について

1 行った起案等の概要

(1) 事案

X信用組合が、Y株式会社に対して、Y社代表取締役Zを連帯保証人として、分割弁済の約定（期限の喪失約款あり）で180万円を貸し付けた（利息・遅延損害金の合意あり）が、Y社が一部しか支払わないまま分割弁済をしなくなつたので、債権回収をしたいとして、相談に来たもの。

Y社は、貸金以前にX信用組合のホームページを代金200万円で作成したことがあり、そのうち50万円の弁済を受けていないから、50万円で一部相殺する、と主張している。しかし、X信用組合は、50万円は免除してもらったし、そもそもホームページを作つてもらったのは昔の話だ、と反論。

X信用組合の所在地は名古屋、Y社の所在地及びZの住所地は岐阜。

(2) 出題の形式

事前に、ホームページを通じて、事例（X信用組合担当者の説明）、金銭消費貸借証書、返済計画表、返済状況一覧入手可能な状態にしておく。

当日、問題文及び若干の追加資料（全部事項証明書など）を配布して、起案をしてもらう。起案内容は、（1）訴状起案と（2）小問（想定されるY社からの反論と、それに対する再反論を簡潔に記載する）。

起案時間は1時間半。起案用紙に手書き。

六法及び参考文献は自由に参照可。

2 講評・講義に当たった弁護士の実感

(1) 全体

ア 昨年と比べて、レベルが落ちているように感じた。

イ 形式面が全くできていない人が増えていた。また、平成20年度・21年度は、型式面・内容面ともに良く出来ている人が3割程度存在したが、今回は少なかった。

ウ 起案講評の際に当てみると、きちんとしたことを回答していた。
理解していなかつたわけではないのかかもしれない。

エ 時間が足りなかつた受講者はいなかつたようである。

オ ほぼ全員が、事前に事案を検討してきていたが、あらかじめ訴状を

作成していた受講生は、多くなかった。

(2) 形式面

- ア 代表者の表示で、「代表者」を記載せず、単に「代表理事」「代表取締役」と記載していたものが大半だった。
- イ 「印」の記載がない起案があった。
- ウ 「送達場所」の記載がない起案があった。
- エ 訴訟物の価格の記載が抜けている起案があった。また訴訟物の価額について記載していても、主債務者に対する請求分と保証人に対する請求分を単純に足している起案があった。付帯請求について訴額に算入している起案は特に見当たらなかった。
- オ ちよう用印紙額について、間違えた起案が少なくなかった。ちよう用印紙申立手数料一覧表の見方が分かっていなかったのだろう。
- カ 署名作成者（原告代理人）の記名・押印がない起案が複数あった。
- キ 訴訟代理人の肩書につき、代理人資格（弁護士）の表記がないもの多かった。

(3) 管轄

- ア 管轄を岐阜にしている起案があった。
- イ 管轄を名古屋にした人でも、きちんとなぜ名古屋にしたのかを回答できない人が多かった（そもそも岐阜に管轄があることまで思い至っていない。）。

(4) 被告の選択

- ア 保証人のZのみを被告としている起案があった。
- イ 主債務者のY社のみを被告としている起案があった。
- ウ 保証人と主債務者を別に訴えている起案があった。

(5) 実体法の理解

- ア 貸金返還請求の実体法の要件については、よく理解していた。
- イ 利息と遅延損害金を区別できていない起案があった。
- ウ 問2について、きちんと解答できている起案はごく少数だった。
- エ 元本しか請求しない起案があった。

(6) 請求の趣旨の記載

- ア 請求の趣旨をきちんと書いている答案は、ごくわずかだった。
- イ 被告をY社、Z両方としながら、「被告ら」と記載せず、「被告」と記載する起案があった。
- ウ 「連帶して」が脱落している起案があった。また、「連帶して」ではなく「各自」としている起案があった。

(7) 請求の原因の記載

- ア 「〇年〇月〇日は経過した。」のように、要件事実の整理的な記載となっている起案が多かった。

イ 要件事実が欠けている起案は少なかったが、要件事実の摘示に留まっている起案が多かった。一方、明らかな余事記載（刈田が離婚するとの噂等）のある起案は見当たらなかった。

ウ 期限の利益喪失約款について、適切に記載できていないものがあった（単純に「期限の利益喪失約款」とのみ記載していたり、逆に契約書の期限の利益喪失条項を一言一句全て記載していたりしたものがあった）。

エ 証拠を全く摘示しない起案があった。

(8) 証拠の選択

契約書等、必要な書類を挙げた起案が大半だった。

(9) 付属書類

ア そもそも付属書類を記載しない起案があった。

イ 通数まで正確に書いている起案は少なかった。

ウ 附属書類の根拠条文まで理解している受講者は少なかった。

エ 資格証明書を記載していない（つまり、資格証明書を訴状に添付しないという趣旨か）起案が複数あった。

以 上